

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告示
 ○保安林の指定施業要件を変更する件 四五〇
 ○道路の区域を変更する件 四五〇

公告
 ○一般競争入札を行う件 四五二
 ○落札者を決定した件 四五二
 福島県公安委員会

○道路交通法による指定講習機関として指定した件の一部を改正する件 四五三
 ○道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件の一部を改正する件 四五三

告 示

福島県告示第六百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十月一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市川前町川前字中ノ萱二一八の二
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 変更後の指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(一) 次の図に示す部分については、主伐は、択伐による。

(三)(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
主伐として伐採をすることができるとする立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

福島県告示第六百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十五年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月一日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道三株 下市萱小 川線	石川郡古殿町大字大久 田字蔵草八七番一〇地 先から	変更前	五・〇〇	四四〇・〇
		変更後	四六・〇〇	四四〇・〇
	同 郡同 町大字大久 田字下大久田一二一 番一〇地先まで	変更後	一一・〇〇	四四〇・〇
			四六・〇〇	

(道路計画課)

公 告

公告第301号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年10月1日

福島県知事 佐藤雄平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 顕微FT-IRラマンシステム 1式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成26年3月31日
- (4) 納入場所 福島県ハイテクプラザ4階機器分析室

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年10月25日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成25年10月11日（金）午後1時30分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年11月12日（火）午前10時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月11日（月）午後5時までに必着のこと。）

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105

分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :The system of FT-IR spectroscopy, infrared microscope, and raman microspectroscopy 1set
- (2) Time-limit of tender (by hand) :10:30 a.m., 12 November 2013
- (3) Time-limit of tender (by mail) :5:00 p.m., 11 November 2013
- (4) Contact point for the notice :Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

公告第302号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年10月1日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
モニタリングポスト局舎本体（ダストモニタ有り） 8式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成25年8月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジー株式会社 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
- 5 落札金額
41,580,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成25年6月28日

(入札用度課)

福島県公安委員会告示第54号

道路交通法による指定講習機関として指定した件（平成2年福島県公安委員会告示第29号）の一部を次のように改正する。

平成25年10月1日

福島県公安委員会委員長 高 瀬 淳

1の表3の項中

「 飯 坂 自 動 車 学 校 」

を

「 マツキドライビングスクール 福島飯坂校 」

に改める。

（運転免許課）

福島県公安委員会告示第55号

道路交通法による指定講習機関として指定した件（平成3年福島県公安委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

平成25年10月1日

福島県公安委員会委員長 高 瀬 淳

1の表会津総合開発株式会社の項中「飯塚 大亮」を「荒川 輪吉」に改める。

（運転免許課）

福島県公安委員会告示第56号

道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件（平成12年福島県公安委員会告示第33号）の一部を次のように改正する。

平成25年10月1日

福島県公安委員会委員長 高 瀬 淳

1の表会津総合開発株式会社の項中「飯塚 大亮」を「荒川 輪吉」に改める。

（運転免許課）

福島県公安委員会告示第57号

道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件（平成12年福島県公安委員会告示第38号）の一部を次のように改正する。

平成25年10月1日

福島県公安委員会委員長 高 瀬 淳

1の表株式会社マツキの項中「飯坂自動車学校」を「マツキドライビングスクール福島飯坂校」に改める。

（運転免許課）